



Title	一八一二年戦争と民族問題
Author(s)	荒武, 鉄郎
Citation	大阪外国語大学学報. 1977, 38, p. 25-39
Version Type	VoR
URL	https://hdl.handle.net/11094/80606
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

一八一二年戦争と民族問題

荒 武 鉄 郎

The War of 1812 and National Problem

by Tetsuro ARATAKE

Talking about the character of Russian Czarism of the 19th c., one used to emphasize only its reactionary face. But one cannot simply identify this face with obstinate conservatism. On the other hand Russian Czarism was flexible enough to join with the people and to use them as a tool in the face of the crisis of its ruling order. Here we treat of Napoleon's Russian expedition in 1812 and study these complicated aspects of Czarism, including the role of the people in this period and the mutual-antagonistic relation between the people and Czarism.

はじめに

ソ連邦学会では一般に一八一二年戦争については、ロシア人民の献身的闘争によってよく敵軍を撃退した人民戦争の性格をもつものとみて、これを祖国戦争とよんでいる。これは歴史発展の原動力が人民にあり、その力量の最初の発現が1812年にあるとするもので、ロシア革命運動史の原点を祖国戦争にもとめる今日の主流的見解につらなっている。

ところで筆者はこの戦争について、ウィーン体制下ロシアの対外政策との関連において考察をくわえる。ここではまず、19世紀前半、ロシア＝ツァーリズムがその西方政策では反動の盟主としての役割を演じつつも、東方政策にかんしては18世紀をつうじてバルカン被抑圧民族の解放運動を支持・利用することによって東方進出をはかってきたこと、1812年の末曾於の危機にさいしてはこの政策のたんなる継承にとどまらず、それをヨーロッパと自国の人民勢力との「連帯」の方向へと発展させていったことを重視する。ついで、人民の力で勝利したこの戦争が、その結果において人民の解放をもたらしえなかった理由について、人民勢力内部の弱点などの階級的視点からではなく、主として民族問題のプリズムをとおして検討する。とくに筆者は、ツァーリズムが依拠しようとした民族解放勢力のなかで、ポーランドの運動を他の被抑圧民族のそれと區別し、そのツァーリズムとの結合が戦争の結末を反動的方向にみちびいていったとするものである。

本 論

1453年コンスタンチノーブル陥落にさいし、スルタンのメフメット2世は東ローマ皇帝にかわってコンスタンチノーブル総主教の叙任権を継承した。以後トルコはバルカンのキリスト教徒に宗教的社会的自治をみとめると同時に、正教会組織をその支配の道具として利用してきた。

やがてロシアはトルコの「正教徒保護権」に挑戦するが、その発端となったのは東西教会合同を目的として開かれた1439年のフロレンス宗教会議である。このときモスクワ大公ワシーリー二世は合同反対の意志を表明しており、コンスタンチノーブル陥落を合同という背教行為への神罰とみなすことにより、正教信仰の正統が公国にうつったことを確信するにいたった。ロシアがトルコと直接干渉をまじえるのは17世紀後半のことであるが、1711年5月8日（露暦）にはピョートル一世がモルダヴィア・ワラキアをはじめバルカンのキリスト教徒に反トルコの共同闘争をよびかけるところまできている。1774年のキューチュク＝カイナルジ条約においてロシアはトルコ支配下のキリスト教徒への保護権を獲得し、ワラキア・モルダヴィアにたいする介入の最初の手がかりをつかみ、1802年にはこの地に広汎な自治をみとめさせた。

第二次対仏大同盟にくわわったパーヴェル一世は1798-99年ウシャコフ提督指揮下のロシア艦隊を派遣し、東地中海の要衝イオニア諸島からフランス軍を追放し、ここに七島共和国をつくり、自治権および憲法を賦与した。また彼はモンテネグロの指揮者ペ＝ネゴシにたいし、1797年には勲章を、98年以降は下賜金をあたえてきている。1804年ボカ＝コトルスカ湾にロシア艦隊がはいり、1805年にはモンテネグロは対仏戦にくわわり、その翌年ロシア人と協力してドブロフニクを攻撃した（失敗）。とくにセルビアは1804年以降トルコにたいして反乱に立ちあがっており、ベオグラードをふくむ広大な地域を支配するにいたった。1806年以降トルコと戦争状態にあったロシアは、エフ＝オ＝パウリチ大佐をセルビアの指導者カラ＝ゲオルギのもとにおくり、同盟条約をむすんだ。そこではセルビアはロシア保護下の立憲国家になるとされたが、同時にトルコ支配期にみられた農奴制の復活防止の義務をロシアが負うとする進歩的条項もみられた。

ロシア外交のこうした「民主的」東方政策をみて、当初親仏的であったポーランド独立派にロシアへの接近の傾向がでてくる。ツァーリズムの側からすれば、その版図拡大にあたり異民族支配層の同化・吸収をその政策の基調とするが、その最初の現われは金帳汗国支配下にありながらワシーリー2世がはじめてタタール人家臣を獲得した1445年にみられた。17世紀にはいると、ロシア貴族のうちロシア系210家にたいし、西欧系229家・ポーランド＝リトワニア系223家・タタール＝東方系156家となっている（他に出自不詳97家）。金帳汗国は1502年滅亡するが、1441年それより分離したクリミア汗国は、1475年トルコの支配下にはいり、16世紀以降トルコの先兵としてモスクワ公国への侵入をくりかえしてきた。キューチュク＝カイナルジ条約において同汗国は独立してトルコの政治的影響からきりはなされ、1783年にはロシアがこれを併合している。ここでは1774年当時では、宗教面においてスルタンの支配権がおよんでおり、汗国支配層もロシア帰属のぞんではいなかった。だが祖国戦争開始にともない国民軍創設が布告されるや、募兵対象地域外

のクリミアからもタタル系貴族のそれへの参加請願がなされるにいたっている。

ポーランドにたいしてもツァーリズムは1831年までは同化政策を強行していない^⑬。併合地域では、ロシア本国におけるよりは広汎な自治を享受しており、学校での授業もポーランド語でなされていた^⑭。親露派形成の背景にはツァーリズムの宥和政策が存在しており^⑮。ポーランドの大貴族アダム＝チャルトリスキのように、1794年反ロシア反乱に参加した者でもアレクサンドル一世によって外相代理(1804-06年)に登用されている。チャルトリスキの側からすれば、彼の出身地リトワニアが14世紀以来ロシア統一の主導権をモスクワ公国と競いあった地域であることから、リトワニア支配階級としての王朝的野心がその夢の実現をロシアとの結合にもとめたものとも考えられる^⑯。彼は当時、バルカンにおいてロシア保護下の半独立国家群の創出、すくなくともそこでのロシアの保護権獲得をめざしていた^⑰。彼の真意は、バルカン諸民族、とくにギリシア人の解放運動にたいしかねて政府部内に存在する同情をさらにかきたて、これをポーランド独立運動にむけさせて、「ポーランドの漸次の復興」をかちとること^⑱。具体的にはアレクサンドル一世もしくは皇帝コンスタンチン大公を王にいただくポーランド王国を建設することにあつた^⑲。

1805年のブワフ計画はこの志向の最初の具体化であつた。彼はプロイセンが第三次対仏大同盟加盟をためらっているのを見て、ロシア軍の領内通過承認を求め通牒をおくつた。これは予想される拒否回答を口実にロシア軍を投入、一挙にプロイセンを潰滅させてポーランド復興を実現しようとするものであつた^⑳。計画はプロイセンの通牒受諾により不発におわつたが、ガリツィアのブワフにあるチャルトリスキの所領にはポーランド各地から大貴族の代表があつたり、ツァーリをこの地にむかえ、王国再建の宣言をおこなうべく準備をととのえていたのである^㉑。当時の親露派の影響力の強さを示す例として、のちのワルシャワ公国陸相でナポレオンの忠実な戦友ユゼフ＝ポニャトフスキでさえ計画を支持していたとの事実をあげておく^㉒。彼の場合、1809年5月仏境戦争において兵七千をひきいてクラクフにいたるガリツィアを掃蕩していた時でも、ロシアと結合した形でのポーランド復興を期待する意見をもっていたといわれている^㉓。

1807年7月ティルジット講和条約締結はそれまでのロシアの進出に水をかけるものとしてでてきた^㉔。ロシアはイオニア諸島・ボカ＝コトルスカをフランスに割譲することで地中海から追放されたばかりか、ワラキア・モルダヴィアからの撤兵を約束させられた。後者はロシアにとってバルカン進出の最初の足場の喪失を意味していた。それにもましてロシアに直接の脅威をもたらしたのは、旧プロイセン領ポーランドの大部分からなるワルシャワ公国建国である。この国はやがてライン連邦にくわわり、仏軍のプロイセン駐留と相まってロシア西部国境に不断の脅威をあたえるものとなった。パリ駐在ロシア大使ペ・ア・トルストイがフランスの目的を、「北方でポーランドを復興し、南方でギリシアをうばって、まさにこのことによって最終的にヨーロッパでのフランスの支配をかためることにある」(1807年9月)とのべているが、事実ナポレオンはプロイセンからの仏軍撤兵実施の条件としてワラキア・モルダヴィアからのロシア軍撤兵即時実施をあげており^㉕、ロシア全面後退はいまや必至とみられた。

とくにポーランドについては、ナポレオンはきたるべきロシアとの戦争にそなえ、ポーランド各階層の支持獲得を必要としていた。^{②7} 1807年7月には彼は、農奴の人身の自由をみとめたワルシャワ公国憲法を發布するなど、ある程度改革の方向を志向しており、この段階ではナポレオンが革新への指導権をにぎるかのようにみえた。これにたいしてロシア派はワルシャワ公国駐在^{レジダント}弁理公使（フランス政府代表）ステファン＝ヴァンサンがいつているように、「彼らに農奴を自由にとりあつかわせ、彼らのすべての特権を尊重することで彼らの高慢な心を満足させるロシアにたいして、いちじるしく偏愛の念をいだいている」（10月2日〔新暦〕付報告）^{②8}ものと目され、改革に敵対する勢力と考えられていた。

こうした状況にあってナポレオンへの抵抗の主役を演じたのはスペインであった。1807年ポルトガル・スペインへの仏軍進駐、1808年ナポレオンの兄ジョセフのスペイン国王即位は同年5月2日（新暦）にはじまるスペイン反乱をひきおこした。同年7月19日（新暦）バイレンでの仏軍の敗北はナポレオン軍不敗の神話をうちくだし、仏軍はマドリードを撤退して北スペインに集結することをよぎなくされた。

スペインの事態をみたオーストリアは対仏開戦の準備をいそいだ。オーストリアはワルシャワ公国建国以後の目標がオーストリア領ポーランド（ガリツィア）におかれることを警戒していた。事実、公国内の世論は「ガリツィア割譲とそのふたつの県のポーランド王国への併合のため交渉が開始される」ことに関心をいだいていたのである（1807年10月3日〔新暦〕付、ヴァンサンの報告）^{②9}。

オーストリアの対仏宣戦についてはこれをロシアの扇動によるものとする説もあるが、^{③0}筆者はそれがオーストリア政府の情勢判断の甘さに起因するものと考え、^{③1}ロシア政府がオーストリアの宣戦を未然に防止しようと努力したことは、アレクサンドル一世からウィーン駐在大使ア＝ベ＝クラークンにあてられた1807年8月27日付訓令で、「われわれにとって肝要なのは戦争を防止することである」とのべていることであきらかである。ここでツァーリはスペイン情勢について、「オーストリアにとってもっとも賢明な決定はナポレオンがスペインでおこなっている闘争の平静な観察者にとどまっていることのように思える」とみていた。たしかに当時は、力関係においてナポレオンが優位にたっていた。彼はエルフルト両帝会見後の11月初頭、兵15万をひきいてスペインに親征し、12月1日（新暦）にはマドリードを陥している。その後1810年には彼はポルトガルの一部とカディスをのぞくイベリア半島全域を制圧したのである。

スペインの反乱・オーストリアの対仏戦準備はナポレオンをしてロシアとの同盟誇示による情勢打開をよぎなくさせた。ツァーリもまたこれを利用してモルダヴィア・ワラキア併合とプロイセンからの仏軍撤退をかちとろうとした。かくて1808年9月15日～10月12日のエルフルト両帝会見をむかえた。エルフルト条約によると、まずフランスのスペイン支配については合意をみた。^{③2}モルダヴィア・ワラキア問題ではナポレオンが譲歩してそのロシアへの併合がみとめられたが、「フランスはその仲介を拒否する」（9条）とあるところから、同地域併合はロシアの軍事的成功

によってのみ達成されることになった。会見の主目的、オーストリアへの態度決定については、アレクサンドル一世はオーストリアの対仏宣戦にさいして対墺宣戦の義務を負うことだけを諒承した。プロイセン・ワルシャワ公国からの仏軍撤兵にかんしては、ナポレオンは撤兵の約束を書面で確認することには同意しなかった。かくてロシアにとって西方からの脅威は依然存続することになる。

1809年仏墺戦争には、アスペル＝エスリング会戦でのオーストリア軍の勝利に象徴される対仏抵抗闘争の側面とガリツィアをオーストリアの支配から奪回するワルシャワ公国による解放闘争の側面があり、これにガリツィアをめぐる公国とロシアの対立がからんでいた。4月上旬ポニャトフスキ指揮下の公国軍はガリツィアにはいり、ジャコバン派をふくむ多くの住民の支持を得て西ガリツィアを占領、さらにはガリツィア全域の席卷をはかった。5月、エルフルト条約にもとづきロシア軍4万が参戦、東ガリツィア（西ウクライナ）にはいり公国軍と対峙した。ロシア軍の主たる目的は、住民の支持を得たのち、彼らを組織してロシア軍の前衛として行動させ、ガリツィア全土を支配することにあったが、これは成功しなかった。ロシア側にナポレオンとの対決のかまえもなかった。戦争は同年10月のシェンブルン条約をもってその幕をおろした。オーストリアは公国には西ガリツィアを、ロシアには東ガリツィアをそれぞれ割譲した。1807年人口260万をもって発足したワルシャワ公国は、いまや人口433万の強国に急成長をとげた。ワルシャワ公国がロシアにとって一大脅威に転化した状況下において、ロシアは、「ポーランド復興のあらゆる可能性がのぞかれるとの保証を得る」ことをめざし、ナポレオンと交渉する必要にせまられるにいたった。それは、「公国に保証した領土の拡大と人口の増加がけっしてポーランド王国復興をもたらすものであってはならないことを理解させる」内容の条約をナポレオンとの間にむすび、公表するものとされた。

ロシア側の意向は講和前の7月15日、外相ルミャンツェフから仏大使コランクールに正式につたえられ、交渉の末、1809年12月23日に露仏協定案（8ヶ条）がペテルブルグにおいてルミャンツェフとコランクールによって署名された（批准は50日以内の予定）。だが同案はナポレオンの反対にあった。とくに第一条「ポーランド王国はけっして復興されないであろう」については、彼はその拒否の理由として、この条項が「いつの日か、リトワニア人もしくはその他の事情がポーランドを再興するということになれば、余は余の部隊をこれに反対するために派遣する義務を負うことを意味しているからである」とする点をあげている。この言葉は、彼がポーランド復興を旗印にロシアと戦火を交える可能性を考えていることをものがたっている。ナポレオンの命令で作成されたフランス側の対案では、第一条は「フランス皇帝陛下はポーランド王国復興をめざすいかなる事業をも援助しないとの義務を負う」となっていた。仏外相シャンパーニュがパリ駐在ロシア大使クラークンにおこなった説明によれば、ポーランド復興はありえないとする原案は、「神の役割」をひきうけることを意味するものとされた。交渉はその後進展をみず、1810年9月7日ルミャンツェフはクラークンに交渉中止を指令した。

1810年初の露仏関係についていえば、フランス政府の方針は大きく反ロシアの方向にかたむいていたが、なおロシアとの妥協の可能性を幾分かのこしていたものと思われる。これについては、すでにジョセフィーヌと離婚していたナポレオンが、オーストリア皇女マリア＝ルイザ（結婚は同年3月）以前に候補者をアレクサンドル一世の末妹アンナ＝パーヴレヴナにもとめていた例をあげることができる。また外相シャンパーニュがナポレオンの命で作成し、1810年3月ナポレオンに提出した外交基本方針覚書についてみても、全体の基調がフランスを中心とするトルコ・スウェーデン＝ポーランドの反ロシア連合結成にあてられているとはいえ、ポーランド復興にかんしては、ロシアとの戦争の帰結としての完全復興のほか、シレジア併合によるポーランド＝ザクセン国家強化の可能性もあるとしている。後者の場合、旧ポーランド領ロシアのワルシャワ公国への復帰は問題とならない。

ところで1810年には、ロシアもまたプロイセン・ポーランドを同盟者とする対仏予防戦争を準備していた。⁴⁸ 同年12月25日、ツァーリはチャルトリスキに書簡をおくり、「朕には、ポーランド人にたいして、ロシアが彼らの敵でなくてその真の友であることを……証明する時が到来したかのように思える」とのべ、フランスにたいする攻撃計画を示している。そこでは、ロシア軍10万、プロイセン軍5万、デンマーク軍3万にポーランド軍5万がくわわり、計23万がナポレオン軍15.5万に対するものとされていた。⁴⁹ この計画ではポーランドの参加が作戦成功の絶対条件とされている。これについては、ツァーリがチャルトリスキにあてた1811年1月31日（新暦）付の書簡において、ロシア側からの先制攻撃はありえないとしつつも、「だがもしもポーランド人がすすんで朕の側にくわわるとするならば、それはこの問題でまったく新しい局面をむかえることになる」、「ポーランド人の協力が確実でないかぎりにはフランスとの戦争をはじめないことを決意している」⁵⁰とのべていることからあきらかである。同書簡には、将来におけるポーランド国家の構想も出されている。そこではこの国が白ロシアをのぞく旧ポーランド領ロシアを領域にふくみ、官庁・教会・軍隊内の官職をポーランド人がしめ、かつ憲法をもつとされている点で独立国家たるの観を呈したが、同時に、ツァーリを王にいただくことでロシアへの従属の側面をも有していた。⁵¹

1812年2月チャルトリスキは公国に赴き、この構想実現の可能性を打診しはじめており、同月28日付でツァーリにあてた書簡において彼は、ポーランドの世論をひきつけるためには、まずポーランド王国復興・憲法制定・ロシア皇弟のポーランド王即位を約束すること、開戦におよんではロシア軍の公国進攻直後に王国復興を宣言することの急務を説いている。⁵² だが3月にはいると、世論をひきつけるには時日を要するとして、工作の難航を書き送っている。

11年にはプロイセンとの交渉もすすめられてきており、同年秋プロイセンが旧陸相シャルンホルトをベテルブルグに派遣するにおよんで、10月5日両国は秘密軍事条約署名にまでこぎつくことができた。同条約では、対仏戦での相互の軍事援助（ロシアは兵17万、プロイセンは7万提供）がきめられていたが、これはフリードリヒ＝ヴィルヘルム三世の動揺によって不成立におわった。⁵³ 予防戦争計画は、1812年2月2日（新暦）の普仏同盟条約、同年3月14日（新暦）の仏墺同盟条

約の締結によって完全に挫折をみた。

ロシアはスウェーデンとは同年3月、イギリスとは7月に同盟をむすんで国際的孤立からの脱出につとめた。またトルコとの講和をいそいで二正面作戦をさげねばならなかった。だがこれだけでは不十分であった。ツァーリズムはナポレオンとの死闘を目前にして人民勢力との「連帯」という危険なかけにふみきらざるをえなくなった。当時この勢力の中心はスペインであった。スペイン各地ではゲリラ戦が展開され、それは1811～12年には頂点にたった。フランスの支配地域は「点と線」にかざられ、その「線」についてもフランス＝マドリッド間の幹線道路の安全確保さえおぼつかなく、はやくも1810年には各国外交官のマドリッド赴任がフランス当局から阻止されるなど治安がみだれていた。さらにまた国王のフランス拘留という状況下で戦争指導の任にあたったのは、フンタ（地方議会）、さらに1810年9月カディスに招集されたコルテス（国会）であった。コルテスの指導勢力は中産階級の知識人・自由主義貴族であり、彼らによって採択された諸決議は、やがて一八一二年憲法としてその結実をみた。そこには、主権在民・立憲君主政・三権分立・本国とアメリカ植民地のスペイン人の同権・人身の不可侵・拷問廃止・宗教裁判所廃止などの進歩的諸条項が多くみられた。

スペインの抵抗はロシアをしてバルカンで強硬姿勢をとらせるよりどころとなった。1810年秋モルダヴィア軍司令官エヌ＝エム＝カミエンスキはトルコ宰相ユスフ＝パシヤとの間に講和交渉をすすめていた。当時トルコ側は自国領土の保全・ペルシアへのカフカス返還を主張し、モルダヴィアとワラキアのロシア帰属・セルビア独立を要求するロシア側と対立していた。同年12月7日外相ルマンツェフはカミエンスキにあてて訓令を発し、ロシア側が無用の譲歩をしないよう命じている。その根拠は、「スペインでのフランス側の情勢悪化にかんする情報が、ナポレオン皇帝による援助にたいするあらゆる希望をトルコ政府からうばい去るにちがいない」との判断にあった。

ロシアとスペイン解放勢力との接触は1808年末にはじまる。同盟条約締結への動きが実際に進展をみるのは、1811年11月12日カディス政権ペテルブルグ駐在代表ゼア＝ベルムデスが、スペイン・イギリスとロシアの平和友好条約締結を申し入れて以後のことである。当時ツァーリはプロイセンおよびポーランドとの同盟計画が不調におわろうとするなかで、スペインとイギリスをくみこんだ戦略構想をたてていた。1812年1月26日付ツァーリの備忘録によれば、開戦にさいして、「スペインはフランスの注意と軍事力が北方に向けられている時機を利用して、軍事行動の舞台をフランス自体の領土にうつすことをめざして努力する必要がある。もしもイギリスがそれと同時に、一方ではハンザ諸都市にたいして、他方ではシシリーからイタリアもしくはナポリ王国にたいして牽制攻撃をくわえるならば、その場合これらの努力の結合で目的が達成されるであろう」とされている。

だがこの構想の具体化の前に、ツァーリはトルコとの戦争に終止符をうち、二正面作戦を回避せねばならなかった。とくに仏墺同盟成立はバルカン情勢に緊迫の度をくわえるものとなり、ここにツァーリズムは、バルカン諸民族の解放闘争を反仏戦線の一翼にくみこむ「アドリア海遠征

計画」を提起するにいたった。同計画の詳細は、1812年4月9日ドナウ軍司令官ペ＝ヴェ＝チチャゴフに発したツァーリの訓令にのべられている。それはフランス・オーストリアの同盟への対抗を目的とし、(一)イギリスの支持をうけて、(二)スラブ人・ハンガリー人の義勇軍を組織し、(三)仏墺軍右翼への強力な牽制攻撃を意図していた。具体的には、「ボスニア・ダルマチアおよびクロアチアの攻略と、アドリア海岸、とくにトリエスト・フィーム・ボカ＝コトルスカなど重要拠点のうち、便利のよい地点でイギリス艦隊と接触をはかり、チロルとスイスの勇敢にして現政府に不満をもつ民族と共同の行動をするため義勇軍を派遣し、それがチロルとスイスに到着するよう努力しなければならない」とされていた。

だがこの計画ではオーストリアとトルコの帰趨に決定的役割があたえられており、民族解放運動は利用される存在でしかなかった。訓令を発した動機が「フランスと結びついたオーストリアの狡猾な行為」にあるとすれば、オーストリアの譲歩に伴う計画変更もまたありうるからである。事実、ウィーンのロシア外交官がバルカン反乱計画をふれまわることによってオーストリア政府を動揺させ、ロシアは対ロシア戦での軍の増強と主力軍動員はしないとの約束をとりつけており、ツァーリもまたこれに応じてスラブ人とマジャール人の反墺蜂起計画をとりさげ、牽制攻撃の目標をダルマチア沿岸の仏軍拠点に限定したのである。また同計画作成がブカレスト講和(1812年5月14日露土間で締結)以前のことであったことから、トルコの出方も重視された。訓令では、(一)トルコとの講和成立の場合、トルコはロシアと攻守同盟をむすび、バルカン諸民族の対仏戦参加とロシア支援をさまたげないこと、ロシアはトルコのラグサ共和国(ユーゴスラヴィア海岸地方にある)とイオニア諸島領有を承認すること、(二)講和不成立の場合、トルコの反政府勢力、ギリシア人ならびにアリ＝パシャ・アルバニア人の決起をよびかけること、が指示されていた。

結局ブカレスト講和ではロシアはベッサラビアを獲得したにとどまり、モルダヴィア・ワラキアを放棄してトルコとの戦争を終え、全力を西部戦線に投入することになった。「アドリア海計画」は七月中旬中止をみた。講和でトルコはロシアに完全に屈服したわけではなく、攻守同盟締結はもとより、バルカン諸民族の対仏戦参加にも同意しなかった。バルカン諸民族はロシアの保護をはなれ、トルコの脅威にさらされることになる。セルビアの場合ブカレスト講和によって、ふたたびトルコ支配下におかれ、スルタンへの年貢納入の義務を負うことになった。とくに同講和において、反乱前から存在した都市要塞へのトルコ軍駐屯がきめられた点はセルビア側の受けいれるところとならず、これが講和条約完全実施を要求するトルコの軍事介入の口実とされた。1813年7月トルコ軍はセルビアに侵入、9月にはマドリードをおとし、セルビア全域を支配下におくにいたった。

1812年6月12日ナポレオンはネマン川をわたり、リトワニアにはいった。その第一波梯団は44万であった。対するロシア軍は22万であり、西部第一・第二軍にわかれて展開しており、各個撃破をさけて後方への退却をつづけ、その集結をいそいだ。この間敵軍の侵入した諸県を中心に義勇軍結成の動きがでてきた。たとえばスモレンスク県では、6月29日県貴族会議が、二週間以内

に戦士2万人の武装完了を決議した。県内の一部が占領されていた7月15日全県にわたって徴募を開始し、行動開始時には13,590人にたっし、その義勇軍は8月4—5日のスモレンスク会戦に参加している。^⑩

こうした動きのなかでツァーリもまた7月6日、モスクワ市民にむけて布告をだし、全人民の抵抗・国民軍の編成をよびかけるにいたった。^⑪ ロシアがスペイン解放勢力との同盟にふみきったのはまさにこのときであった。7月8日アレクサンドル一世とフェルナンド七世の名において露西同盟条約がむすばれ、ルミャンツェフとベルムデスが署名した。^⑫ そこでは対仏戦での相互援助(二条)・通商関係樹立(四条)のほか、第三条において、「ロシア皇帝は、現在カディスにあつまった通常ならびに臨時コルテスを、そしてコルテスによって作成・決議された憲法を合法的なもの」とみとめる」旨、とくにのべられていた。これはツァーリズムが、カディス政権の改革路線を戦後においても擁護すべき義務を負うものであることを意味していた。

だが実際のところ、ツァーリは人民の覚醒を恐れていた。7月6日には全国民武装にかんする詔勅も出されているが、ここでは貴族・僧侶・人民の順でよびかけがなされ、貴族だけが「人員をあつめる権限」をもち、「指揮官をえらぶ」ことができるとされた。^⑬ 7月18日の国民軍編成にかんする宣言では、国民軍兵士の中核は地主領農民とされ、地主の直接の支配下でない国有領農民・皇室領農民などは徴募の対象外にあつた。^⑭ 地主領農民の場合ほもとより地主の許可を要したし、さもなくば送還のうえ逃亡者として罰せられた。国有領農民・町人の場合は国民軍参加にあつてそれぞれの共同体の同意が必要とされ、かつ従軍中は自費で生活しなければならなかつた。^⑮ それにもかかわらず人民のなかで国民軍参加をもとめる声はたかかつた。これは貴族の消極的態度とくらべて対照的であつた。^⑯ 国民軍召集の範囲は7月16日詔勅で指定された16県をはるかにこえて、ウクライナ・ドン・クリミア・カフカスからシベリア・フィンランドにまでおよんだ。国民軍総数420,297人、そのための寄金は1億ルーブリにおよんだ。^⑰ 国民軍は農民パルチザンとならんでこの戦争に人民戦争としての性格をくわえる役割を演じた。

ツァーリズムが人民にたいし危惧の念をいだくのは無理からぬことであつた。戦争に協力した人民の気分のなかには、敵への憎しみ以外に自由への期待があつたからである。勝利への展望が明確となつた12月、国外遠征命令に抗して蜂起したペンザ県国民軍兵士の場合、彼らが説得にあたる士官にこたえた言葉のなかに、「自分たちは真の兵士として行動したほうがよい。われわれは地主のためには奉仕しないだろう。なぜなら彼らはそのすべての住民を軽蔑し、兵士ではなくて百姓ムジキとよんでいるからである」^⑱とあるのは、こうした気分の現われとみてよいであろう。

しかしツァーリズムには後退は許されなかつた。人民の一部にはナポレオンへの幻想がみられたし、ナポレオンにしても、モスクワ滞陣時彼の再三にわたる講和交渉提案にロシア側が応じないという状況下で、彼はプガチョフ反乱の史料を集めさせたり、^⑲ 10月初には農奴解放令発布の準備をすすめるなど、^⑳ 人民の支持獲得の努力をしていたからである。ナポレオンにあつては彼のこうした努力は実をむすばなかつたが、ロシア側では人民勢力の利用を意識的に推進したクトゥゾフの総司

令官就任(8月8日)・戦争目的を人民に知らせてその奮起をうながした野戦印刷所設置(7月下旬)などにみられるように、人民の活力をあますところなくくみあげていこうとする勢力が戦局指導に影響力をもちえたのである。たとえば印刷所責任者のデルフト大学教授ア＝エス＝カイサロフはかねて、農民に人身の自由と所有権を与えることで生産力・国防力がともにたかまると主張してきており、^①かかる人物の登用はツァーリズムによる譲歩を意味していた。

ナポレオンが解放令発布にふみきりえなかった理由について、同時代人のなかには「革命的性格を戦争におびさせる」ことへの警戒(コランクール)^②・「無軌道でおそろしい自由」をもちこむ無政府状態への恐怖(セギュール)^③によるとする見方のほかに、遠征に参加したオランダ人將軍デーテム＝デ＝ヘルデルのように「ナポレオンが当時すでに、共和国軍隊を指揮していた將軍ではなくなった」、「彼にとってはフランスでの君主制を強化するほうがあまりにも重要であった」^④とする彼の階級的立場の変化に着目する見方もみられた。ソヴェト史学のなかでもイ＝イ＝イグナトヴィチは、ナポレオンが大ブルジョワに依拠して帝政を強化したのでロシアでは農奴解放を布告しえなかった^⑤、といている。またフランスで大ブルジョワに依拠した彼が、なぜロシアでは大地主の立場にたとうとしたかについては、エリ＝ゲ＝ベスクロヴヌイは、ロシアでは依拠すべき大ブルジョワ勢力を彼が見いださず、ロシアの富を搾取するためには現存の社会制度を維持して地主をひきつけ、それに依拠する政策をとった^⑥、とのべている。

現実にはナポレオンはロシアの地主のすべてに支持をもとめたわけではなかった。この点筆者はナポレオンとポーランド人地主との関係を重視すべきと考える。彼は「本来のロシア」と旧ポーランド領ロシアとについて異なる態度で接していた。7月24日ヴィテプスク・スモレンスク両県境での農民反乱にかんしてイタリア軍司令官エフゲニヤ＝ボゲルンにあてた書簡で彼が、「農民騷擾がおこったのがヴェリジェの此岸の旧ポーランドか、それとも本来のロシアか、余に知らせよ」、そして「もし反乱が本来のロシアでおこったのなら、それはわれわれにとって非常に都合のよいものとみなし、われわれはそこから利益をひきだしうであろう。このことを余に報告し、農民反乱を扇動して農民をわれわれの側にひきつけるために、いかなる法令と布告を出したらよいかを知らせよ」^⑦とのべているのがこれにあたる。

旧ポーランド領ロシア、ここではナポレオンの占領下におかれた白ロシア・リトワニアでは、7月1日フランス政府とポーランド人地主の代表からなる「リトワニア大公国臨時統治委員会」が設置された。7月6日同委員会の発した指示では、「(一)軍隊の通過にさいして自分の家をすてたすべての農民、小都市・村の住民はその家に帰り、農作業と義務の遂行にとりかからねばならない。(二)別途の命令によってひろく公布されるまでは、すべての農民、一般的には村の住民は、地主や領地の所有者・賃借人もしくはその代理人に服従の義務を負う」^⑧、義務を怠る者は処罰される、としてポーランド人地主擁護の姿勢をうち出している。このことはまたワルシャワ公国での保守的傾向強化と軌を一にしていた。公国では1809年西ガリツィア併合によって、同地に強固な勢力をもつ大貴族地主の影響が国全体におよぶことになったのである。^⑨6月28日ポーランド復興

をめざしてワルシャワに「総同盟」が組織されたが、その規約によると、旧ポーランド領ロシアはロシア軍の撤退に応じて「総同盟」に加盟することになっており、このことは公国内ポーランド人地主勢力の支配範囲の東方拡大を意味していた(ナポレオンは公国のガリツィア領有は否定)^⑨。ナポレオンからすればポーランドは必要であった。第一にロシア遠征の大義名分をポーランド復興にもとめるうえで^⑩、第二に遠征のための物資・兵力の補給基地となることによって^⑪、第三に大陸軍での騎兵の弱体を補う役割によって^⑫、ポーランドは彼の戦略に不可欠な構成要素となった。

結局ナポレオンはポーランド側の人心をつかみえなかった。公国の大貴族のなかに12年秋からツァーリとひそかに交渉する動きがでてきた。左翼共和派はフランスに幻滅を感じ、ある者はツァーリの側にうつった。農民も支持しなかった。軍だけは最後までナポレオンに忠誠を誓ったが、その損失は7万にもおよんだのである。「リトワニア大公国」では、農民の抵抗に会い、末端の行政機関は機能麻痺の状態にあった。ベレジナ州副委員スタニスワフ＝ドブロヴォルスキがポリソフ郡副知事にあてた報告のなかで、彼がルイスクの領地の農民を軍隊の力をかりて服従させようとして説き、「農民たちは私のいかなる警告にも、義務を遂行し従順であるようにとの命令にも耳をかさず、今後は従順にはしない」と言明した事実(9月10日付)、彼の説得にもかかわらず農民はますます反抗的になり、兵士をつけて人を派遣したときも、「彼らは仕事に出ていかなかっただけでなく、これらの者と兵士をなぐり、私を殺すとおどした」ばかりか、農民は小銃など多数の武器を所持し、厳命にもかかわらずそれらを引き渡そうとしなかった事実(10月14日付)をあげているのがその端的な例である^⑬。ポーランド人地主はナポレオンから新兵提供を命じられていたが、農民の抵抗におどろいて命令遂行に熱意を示さなかった。リトワニアが出した2万の兵はほとんど戦闘意欲をもたなかった。かくてナポレオンはこの地の自治を廃止して直接軍政下におくにした^⑭。西部ロシアを主たる居住地とするユダヤ人の場合、11月7—13日付「軍公報」に、「白ロシアへのわが軍の進攻にさいして、全体としてのユダヤ人の非常なよろこびはわれわれの期待をこえるものがある^⑮」とのべられているように、その多くはロシアの側についている^⑯。

ロシアにとってもポーランド復興での主導権をにぎることは、(一)ナポレオンからその侵略の大義名分をうばいとるうえでも、(二)反攻に転じたのち、ロシアの影響をポーランド全域に、さらには他のヨーロッパ地域におよぼすうえでも重要であった。開戦前夜の5月23日チャルトリスキはツァーリに書簡をおくり、ツァーリがポーランド復興を宣言するならば、戦時におけるポーランド人のロシア支持を保証する、とのべている^⑰。ロシア側ではコンスタンチン大公、ペ＝ヴェ＝チャゴフらが、ポーランド側ではチャルトリスキのほかヴォルイン最大の地主リュボミルスキ・元老院議員オギンスキらがこれを支持した。ドナウ軍司令官チャゴフの場合、7月22日、ロシア軍がワルシャワ公国に接近するにさいしポーランド立憲王国復興・ツァーリのポーランド王即位が宣言されるよう、ツァーリにもとめている^⑱。

ポーランドのほうではオギンスキが10月7日付の書簡でツァーリに、ポーランド即位宣言の発布を訴えている^⑲。この書簡には彼がツァーリの意をうけて作成したクトゥヅフあての勅令案とポ

ーランド人にあてたツァーリの檄文案が同封されていた。そのいずれにも分割前ポーランド諸地域の統合・ポーランド王国復興・ツァーリのポーランド王兼位がうたわれていた。だが注目すべきはクトゥゾフへの勅令案にみられた憲法復活の約束を、11月1日（新暦）ツァーリがオギンスキと話しあい、これを時宜を得ないものとして抹消している事実である。^④ このことは勝利への展望が明確化しつつあった状況下において、ツァーリズムがその反動的本質をしだいに公然化する動きの現われともいえよう。

おわりに

ロシアによるポーランド復興を実現するには、オーストリア・プロイセンをふくめた列強の国際的承認がなによりも必要となった。事実ロシアの勝利が確定的となった1812年12月5日、プロイセン政府はペテルブルグ駐在非公式代表ショレル大佐をつうじて、ロシアによるポーランド復興には反対の意志をツァーリに表明している。^⑤ かくてナポレオンの残存勢力一掃をめざす1813～14年戦争の帰結・そこでのロシア軍の役割如何が今後の情勢に重大な影響をもつことになろう。

そのためには旧ポーランド領ロシアとワルシャワ公国の住民、とくにポーランド人地主の支持を獲得して後方安定をはかることが必要となる。敵を追ってその占領地域にはいったロシア軍がポーランド人地主支持の姿勢をうちだしたのはこのためである。10月17日西部第三軍司令官ペヴェ＝チチャゴフがリトワニアのロシア軍指揮官に発した命令ではこの点について「われわれはリトワニアの住民のなかで、われわれの信頼に値し、その熱意がこの国でわれわれに好意的な世論をうみだすか、われわれの影響をより広い領域に、つまりワルシャワ公国にひろめるために利用されうる人びとをえらばなければならない」といっている。ここから対協力を理由にしての報復行為は許さるべくもなかった。主軍が白ロシアにはいった11月11日、クトゥゾフは全軍への命令のなかで、「余は余の率いる全軍に、白ロシアの住民にたいするあらゆる種類の復讐はもとより、非難さえも、さらにその虐待はいうにおよばず圧制をも厳禁することを必要とみとめる」^⑥とのべて、このことを強調している。解放地域での民心把握がまさに急務であった事情は、12月12日クトゥゾフがかさねて全軍にむかい、敵の悪宣伝に乗じられないよう住民には人道的態度で接し、一切の復讐を禁止する旨、命令を発していることからもうかがうことができる。^⑦ 同日ツァーリはその宣言において、現に敵軍に参加している者をのぞき、ロシア遠征にくわったポーランド人すべてに恩赦をあたえている。^⑧ さらに12月27日クトゥゾフは、ワルシャワ公国のすべての官吏と住民がロシア軍の進攻にさいしてその場にとどまるよう要請し、官吏の俸給支払・住民の財産権保障・公国官憲への援助を約束している。^⑨

こうしたことはロシア＝ツァーリズムがポーランド大地主勢力を同盟者の一翼にくわえることによって、国の内外でのその発言力の強化をめざしはじめていることをものがたっている。

<註>

- ① Charles A. Frazee. *The Orthodox Church and Independent Greece 1821–1852*, Cambridge, 1969, pp. 1–3.
- ② Francis Dvornik. *The Slavs in European History and Civilization*, New Brunswick, 1962, pp. 262–263.
- ③ Исторические связи народов СССР и Румынии, т.3. Москва, стр. 331–333.
- ④ Хрестоматия по истории СССР, т.2, М., 1953, стр. 304–306.
- ⑤ Внешняя Политика России XIX и начале XX века. Документы Российского Министерства Иностранных дел (以後ВПРと略記), Т.1.М., стр. 713–715.
1802年9月12日(ロシア暦)の露土条約により、ワラキア・モルダヴィアのそれぞれの最高統治者ゴスポダリの任期は7年、ロシア政府の同意のうえスルタンが任命、地方貴族が広汎な権限をもって統治に参加。なお、本論文ではロシア暦を使用する。(12日加算で新暦)
- ⑥ А.М. Станиславская. Россия и Греция в конце XVIII—начале XIX в., 《История СССР》, №1, 1960, стр. 63–64.
- ⑦ История Югославии, Т. 1, М., 1963, стр. 350.
- ⑧ *History of Yugoslavia*, Belgrade, 1972, p. 269.
- ⑨ История Югославии, Т.1. стр. 314–316. ВПР, Т.4. стр. 553–554.
- ⑩ Emanuel Halicz. *Geneza Księstwa Warszawskiego*, Warszawa, 1962, str. 13.
сандミンゴ島の黒人共和国打倒にポーランド軍をナポレオンが派遣したのが転換のきっかけ。
- ⑪ George Vernadsky. *The Mongols and Russia*, New Haven, 1963, p. 317.
- ⑫ *Ibid.*, p. 370.
- ⑬ Народное Ополчение в Отечественной Войне 1812 года, М., 1962, стр. 459
- ⑭ Nicholas Vaker. *Belorussia*, Cambridge, Massachusetts, 1956, pp. 66–67.
- ⑮ 拙稿「テカプリストの民族観」, 『西洋史学』88号, 30–32ページ。
- ⑯ М. К. Любавский. *Очерки истории Литовско-Русского Государства*, М., 1910, стр. 2–3.
- ⑰ ВПР, Т. 5, стр. 687.
- ⑱ *Memoirs of Prince Adam Czartoryski and his correspondences with Alexander I*, Maine USA, 1968, p. 11.
- ⑲ Emanuel Halicz. *op. cit.*, str. 14–15. 最初の案は1803年ツァーリに提出。
- ⑳ *Historia Polski*, Т. II, część 2, Warszawa, 1958, str. 90.
- ㉑ *Ibid.*, str. 90–91.
- ㉒ ВПР, Т. 5, стр. 656.
- ㉓ Там же, стр. 61–62.
- ㉔ ВПР, Т.3, стр. 631–637.
- ㉕ ВПР, Т. 4, стр. 66.
- ㉖ История дипломатии, Т. 1, М., 1959, стр. 474.
- ㉗ *Historia Polski*, str. 98. ナポレオンは公国軍創設にあたり、三軍団の長に旧義勇軍からドンブロフスキ、ジャコバン派からザヨンチコフ、保守派からポニアトフスキを任命。
- ㉘ *Instructions et dépêches des résidents de France à Varsovie*, Т. 1, Cracovie, 1913, pp. 31–32.
- ㉙ *Ibid.*, p. 36.
- ㉚ *Historia Polski*, str. 144. ステファン＝キエネヴィチ教授はアレクサンドル一世がナポレオンの弱体化をはかり、オーストリアをひそかに説得して開戦の方向に決意させたとのべている。
- ㉛ ВПР, Т.4, стр. 342. 9月9日付、ツァーリあての報告で、クラークはスタディオンが、「スペインは調停させられるか、征服されるであろう。そしてそのときはわれわれはさらに大きな危険にさらされることになるだろう」とかたった、とつたえている。
- ㉜ Там же, стр. 231.
- ㉝ Там же, стр. 359–361.
- ㉞ Там же, стр. 647.
- ㉟ ВПР, Т. 5, стр. 43.
- ㊱ *Historia Polski*, str. 108.
- ㊲ ВПР, Т. 5, стр. 284. 11月3日付で外相ルミャンツェフからクラークにあてた訓令。
- ㊳ Там же, стр. 681. 10月23日付でルミャンツェフがコランクールに手交した通牒。
- ㊴ Там же, стр. 684.

- ④⑩ R. V. Mowat. *The Diplomacy of Napoleon*, London, 1924, p. 252.
- ④⑪ Ibid., pp. 252—253.
- ④⑫ ВПР. Т. 5, стр. 690.
- ④⑬ Там же, стр. 403—405. 1810年3月27日付, クラーキンからルミャンツェフへの報告.
- ④⑭ Там же, стр. 694—695.
- ④⑮ Там же, стр. 391—392.
- ④⑯ В. В. Пугачев. К вопросу о первоначальном плане войны 1812 года, *«1812 год к столетию Отечественной войны»*, стр. 34.
- ④⑰ *Memoris of Prince Adam Czartoryski. . .*, pp. 218—222.
- ④⑱ Ibid., pp. 221—222.
- ④⑲ Ibid., pp. 218—219. ガリツィア回復についてはオーストリアの同意をえられることが前提条件とされていた.
- ④⑳ ВПР. Т. 6, стр. 86, 94.
- ④㉑ Там же, стр. 191—197.
- ④㉒ Gavriel H. Lovett. *Napoleon and the Birth of Modern Spain*, Т. 2, New York, 1965, pp. 688—689.
1812年初, フランスからマドリッドにむかった車62台を歩兵3000, 槍騎兵60, 龍騎兵50, 砲3門, 最終的には兵4000で護衛した例がある.
ВПР, Т. 5, стр. 579. 1810年10月17日付, リエブニンからルミャンツェフへの報告.
- ④㉓ Rafael Altamira. *A History of Spain*, New York, 1949, pp. 536—538.
- ④㉔ ВПР, Т. 5, стр. 711, 716.
- ④㉕ Там же, стр. 640—641.
- ④㉖ Там же, стр. 270.
- ④㉗ ВПР, Т. 6, стр. 363—365.
- ④㉘ Н. И. Казаков. Проект привлечения народов Балканского полуострова. К борьбе против наполеоновской агрессии в 1812 году, *«1812 год»*, М., 1962, стр. 53—54.
- ④㉙ *История Югославии*, Т. 1, стр. 322—324.
- ④㉚ В. И. Бабкин. Организация и военные действия народного ополчения в Отечественной войне 1812 года, *«1812 год»*, стр. 136—137.
- ④㉛ Народное ополчение в Отечественной войне 1812 года, стр. 46.
- ④㉜ ВПР, Т. 6, стр. 495.
- ④㉝ Народное ополчение в Отечественной войне..., стр. 15
- ④㉞ Там же, стр. 17—18.
- ④㉟ В. И. Бабкин. Народное ополчение в Отечественной войне 1812 года, М., 1962, стр. 39—41.
- ④㊱ Там же, стр. 62. トヴェリ県では士官に予定された貴族410人のうち236人が軍に出頭しなかった.
- ④㊲ В. И. Бабкин. Организация и военные действия..., стр. 145—146.
- ④㊳ Народное ополчение 1812 года..., стр. 379. 1812年12月13日付, Горицынからアレксандрол一世への報告.
- ④㊴ И. И. Игнатович. Крестьянское движение в России в первой четверти XIX века, М., 1963, стр. 80. 農民がモスクワのナポレオンに農奴制廃止宣言を出すよう訴えている.
- ④㊵ А. Г. Тартаковский. Из истории одной забытой помещици (об антикрепостнических «диверсиях» Наполеона 1812 года), *«История СССР»*, 1968, № 2, стр. 40.
- ④㊶ *With Napoleon in Russia. The Memoirs of General de Caulaincourt Duke of Vincenz*, New York, 1935, p. 163.
- ④㊷ А. С. Кайсаров. Об освобождении крепостных в России, *«Русские просветители (От Радищева до Декабристов)»*, Т. 1, М., 1966, стр. 359—386.
- ④㊸ *With Napoleon in Russia*, p. 164.
- ④㊹ *Ramiętniki Filipa Pawł de Ségura adiutanta Napoleona*, Warszawa, 1967, str. 80—81.
- ④㊺ Хрестоматия по истории СССР, М., 1953, стр. 448.
- ④㊻ И. И. Игнатович. указ. соч., стр. 81.
- ④㊼ Л. Г. Бескровный. Две стратегии, *«1812 год ...»*, стр. 72.

- ⑦⑧ А. Г. Тартаковский. указ. соч., стр. 27 所収の引用文による。
- ⑦⑨ Хрестоматия по истории СССР, стр. 449.
- ⑧⑩ Historia Polski, str. 149–150.
- ⑧⑪ ミハイロフスキ＝ダニレフスキ「モスクワ攻略戦史」上, 中央公論社, 昭和18年, 151ページ。(原書は А. И. Михайловский-Данилевский. Описание Отечественной войны 1812 года, СПб, 1840. ツァーリの命で執筆された正史にあたる)
- ⑧⑫ 前掲書, 152ページ, ВПР, Т. 6, стр. 760. 1812年3月10日の仏墺条約5条によって, ナポレオンはポーランド復興にさいして, オーストリアのガリツィア領有を保障。
- ⑧⑬ マルテル編, 若井林一訳『ナポレオン作品集』, 読売新聞社, 昭和47年, 46ページ。
1812年6月25日(新暦), ナポレオンは告諭「フランス大陸軍の兵に告ぐ」の冒頭で, 「兵士よ, いまや第二次ポーランド戦役は始まった」とよびかけている。
- ⑧⑭ Л. Г. Бескровный. Две стратегии, стр. 67.
開戦前ヴィスワ河畔ではワルシャワ・モドリン・ブロンベルク・マクニトベル・エルビエクに各10万人・10日分, ダンツィヒには10万人・30日分の食糧倉庫が設置された。モドリン・ベラク・トルンには弾薬庫(銃弾750万発, 砲弾350万発)がつくられた。開戦前夜, 大陸軍の半数が2ヶ月以上公国の財政負担で給養をうけた。開戦後ネマン川をこえたポーランド軍は大陸軍64万のうち10万をしめた。
- ⑧⑮ П. А. Жилин. Гибель наполеоновской армии в России. М., 1969, стр. 136, 258.
With Napoleon in Russia, pp. 260, 264–265.
ナポレオン軍の馬は, 遠征開始時18.5万頭であったが, モスクワ撤退時に1.5万頭になった。8月24–26日ボロジノ会戦で騎兵の57% (1.6万) を失い, 11月5日クラスノエ会戦で騎兵・砲兵は全滅した。ナポレオンはポーランド・リトワニアに新税を課し, これによって同地騎兵部隊の創設をはかったが, 実現をみなかった。
- ⑧⑯ Historia Polski, str. 184–186.
- ⑧⑰ Крестьянское движение в России в 1796–1825 гг., стр. 303–304.
- ⑧⑱ Historia Polski, str. 186.
- ⑧⑲ Листовки Отечественной войны 1812 год, М., 1962, стр. 75.
- ⑧⑳ この地域のユダヤ人については拙稿「ロシア労働運動と民族問題」, 『立命館文学』336–337号, 50–53ページ参照。祖国戦争中のユダヤ人の行動については, ミハイロフスキ＝ダニレフスキの前掲書(上)336–337ページ, 同(下)350, 414ページ参照。
- ⑨① ВПР, Т. 6, стр. 419.
- ⑨② Там же, стр. 524.
- ⑨③ Там же, стр. 586.
- ⑨④ Там же, стр. 775.
- ⑨⑤ Там же, стр. 784.
- ⑨⑥ Там же, стр. 591.
- ⑨⑦ Листовки Отечественной войны 1812 года, стр. 76.
- ⑨⑧ Там же, стр. 97–98.
- ⑨⑨ ВПР, Т. 6, стр. 636.
- ⑩⑩ Там же, стр. 673.